

4月の 行事予定

★★古紙回収★★ (問)町民課54-2510

八川	八川コミセン	6日 (土)	横田	横田コミセン横 役場横田庁舎裏	20日 (土)
	三井野原ふれあいセンター				
馬木	馬木コミセン	13日 (土)	鳥上	鳥上コミセン	27日 (土)
	ゆうげ交流センター下隣り倉庫				
布勢	布勢コミセン	13日 (土)	三成	役場仁多庁舎玄関横 下高尾旧消防格納庫	27日 (土)
	家畜集合施設				
阿井	下阿井運動広場		亀嵩	亀嵩基幹集落センター	27日 (土)
三沢	三沢公民館			鳥谷木材店車庫	

★★乳児健診★★

(問)健康福祉課54-2781

7・8か月児健診	25日(木)	令和5年8月・9月生	13:30～13:45	奥出雲健康センター
10・11か月児健診		令和5年5月・6月生	13:00～13:15	
1歳6か月児健診	11日(木)	令和4年8月・9月生		

★★健康に関する相談★★

こころの健康相談日	8日(月)	14:00～15:00 (予約制)	役場仁多庁舎	(問)健康福祉課 54-2781
歯と口の健康相談室 健康・栄養相談日	18日(木) ～19日(金)	10:00～12:00 (予約制)	役場仁多庁舎	
もの忘れ相談会	17日(水)	9:00～16:00	奥出雲町地域 包括支援センター	(問)奥出雲町地域包括支援センター 54-2512
こころの健康&もの忘れ相談	3日(水)	13:00～15:00 (予約制)	雲南保健所	(問)雲南保健所 42-9642
アルコールによる困りごと相談	15日(月)	13:00～15:00 (予約制)		
難病、治療、生活などに 関する相談	月～金	8:30～16:30	しまね難病相談 支援センター	(問)しまね難病相談 支援センター 0853-24-8510
	毎月第1土曜日	9:00～11:30 ※電話のみ		
難病患者の就労に関する相談	毎月第2水曜日	13:30～15:30 (前日までに要予約)	※相談は、電話・ メールでも可	

★★結婚・子育てに関する相談★★

結婚・子育て コンシェルジュ相談所	21日(日)	10:00～15:00	カルプラ仁多	(問)町民課 54-2510
	23日(火)		横田コミセン	
結婚相談所「はぴこ」	14日(日)	10:00～15:00	カルプラ仁多	(問)奥出雲はぴこ会 090-2860-2082(渡部)
	17日(水)	16:00～19:00	カルプラ仁多	

★★その他の相談★★

出張年金相談	19日(金)	10:00～15:30 (予約制)	役場仁多庁舎	(予約先) 松江年金事務所 0852-23-9540
	26日(金)		役場横田庁舎	



く口座振替のお知らせ

税金・使用料など公共料金の 3月分の口座振替は 4月1日(月)です。

今回の振替は次の通りです。

- 国民健康保険税(9期)
- 後期高齢者医療保険料
- 情報通信使用料
- 上水道使用料
- 下水道使用料
- 水道使用料
- 住宅駐車場使用料
- 住宅共益費
- 老人ホーム入所費用等徴収金
- 介護サービス利用料
- 介護老人保健施設利用料

*納税通知書等で金額をご確認いただき、今二度通帳残高をお確かめいただきますようお願いいたします。

下水道使用料金(公共・農業合併) について

◎使用人数の変更(転入・転出・出生・死亡)があった場合は、速やかに役場水道課へ届出をして下さい。使用人数によって使用料金が変わります。

みんなの掲示板

令和6年度

「豊かな人生の学び舎くにびき学園」
東部校受講生募集

くにびき学園は、実践的なフィールドワークや現地学習、地域団体との交流の場などを通じ、卒業後に地域の中で楽しくやりがいをもつ、いきいきと活動できるような学びを提供します。

◆修学期間 2年間(令和6年9月～令和8年8月)
※後期課程(2年次)への編入も可能です。(修学期間1年間)。

◆開校日 毎週火曜日(年間40日程度)

◆学習拠点

いきいきプラザ島根

(松江市東津田町174-13)

◆定員 50名程度

◆受講資格

- ・原則として県内在住で、学習意欲が旺盛であり、かつ地域活動に関心のある方。
- ・60歳以上の方を基本としますが、それ以下の年齢の方の受講も可能です。
- ・シマネスクくにびき学園卒業生の受講も可能です。

◆授業料

受講申込金1万円

受講料年額1万8000円

傷害保険料年額2500円程度

※受講に係る諸経費・学生自主活動等に係る諸経費は個人負担となります。

◆募集要項・願書

奥出雲町社会福祉協議会で配布しています。ホームページからもダウンロード可能です。

ホームページ <https://www.kunibiki-gakuen.jp/>

◆出願期限 7月31日(水)消印有効

◆お問い合わせ

くにびき学園東部校

(島根県社会福祉協議会)

☎0852-321-5981

林業退職金共済制度 (林退共)のご案内

林退共は昭和57年に発足した林業界で働く方のために国が作った退職金制度です。この制度は、事業主の方々が、従事者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

◆制度の特徴

- ・掛金は、税法上について、法人では損金、個人企業では必要経費となります。
- ・掛金の一部を国が免除します。
- ・雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

◆事業主の皆様へ

- ・共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付して下さい。
- ・共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導して下さい。

◆労働者の皆様へ

- ・事業所が変わるときは共済手帳を忘れずに受取りましょう。
- ・林業界を引退するときには、忘れずに退職金請求しましょう。
- ・以前、林業の仕事をした方、林退共制度に加入していた方で、退職金請求手続きをしたお心当たりのない方は、退職金を受け取っていない可能性があります。左記へお問い合わせ下さい。

◆お問い合わせ

独立行政法人勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部

☎03-6731-2889

ホームページ

<https://www.rintai-kyo-taisyokukin.go.jp/>

